

(別紙 1)

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
障発0330第16号	障発0330第16号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
【一部改正】 障発0329第20号	【一部改正】 障発0329第20号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
【一部改正】 障発0930第2号	【一部改正】 障発0930第2号
平成25年9月30日	平成25年9月30日
【一部改正】 障発1226第4号	【一部改正】 障発1226第4号
平成26年12月26日	平成26年12月26日
【一部改正】 障発0331第26号	【一部改正】 障発0331第26号
平成27年3月31日	平成27年3月31日
【一部改正】 障発0330第12号	【一部改正】 障発0330第12号
平成28年3月30日	平成28年3月30日
【一部改正】 障発0331第17号	【一部改正】 障発0331第17号
平成29年3月31日	平成29年3月31日
【一部改正】 障発0330第5号	【一部改正】 障発0330第5号
平成30年3月30日	平成30年3月30日
【一部改正】 障発0327第31号	【一部改正】 障発0327第31号
平成31年3月27日	平成31年3月27日
【一部改正】 障発0330第3号	【一部改正】 障発0330第3号
令和3年3月30日	令和3年3月30日
【一部改正】 障発0331第5号	【一部改正】 障発0331第5号
令和4年3月31日	令和4年3月31日
【一部改正】 障発0802第8号	【最終改正】 障発0802第8号

改正後	現行
<p style="text-align: right;">令和4年8月2日 【最終改正】こ支障第94号 令和6年3月29日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行</p>	<p style="text-align: right;">令和4年8月2日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行</p>

改正後	現行
<p>することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取</p> <p>指定障害児通所支援事業者、<u>指定障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関</u>（以下「<u>指定障害児入所施設等</u>」という。）又は基準該当通所支援事業者（以下「<u>指定障害児通所支援事業者等</u>」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>指定通所基準</u>」という。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「<u>多機能型事業所</u>」という。）と</p>	<p>することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) 届出書類の受取り</p> <p>指定障害児通所支援事業者、<u>指定障害児入所施設</u>又は基準該当通所支援事業者（以下「<u>指定障害児通所支援事業者等</u>」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>指定通所基準</u>」という。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「<u>多機能型事業所</u>」という。）として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とす</p>

改正後	現行
<p>して複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。</p> <p>(2) 要件審査 届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求めること。この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、<u>遅くとも</u>概ね1月以内とすること（相手方の補正に要する時間は除く）。</p> <p>(3) 届出の受理 要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として一件書類を返戻すること。</p> <p>(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期 届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定障害児相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた<u>場合には翌々月</u>から、算定を開始するものとする。</p> <p>2 届出事項の公開 届出事項については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等又は基準該当通所支援事</p>	<p>る。</p> <p>(2) 要件審査 届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求めること。この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、<u>遅くても</u>概ね1月以内とすること（相手方の補正に要する時間は除く）。</p> <p>(3) 届出の受理 要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として一件書類を返戻すること。</p> <p>(4) 届出に係る加算等の算定の開始時期 届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定障害児相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた<u>場合に翌々月</u>から、算定を開始するものとする。</p> <p>2 届出事項の公開 届出事項については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等又は基準該当通所支援事</p>

改正後	現 行
<p>業所（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）で掲示すること。</p> <p>3 届出事項に係る事後調査の実施 届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的な調査を行うこと。</p> <p>4 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い</p> <p>(1) 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出の受理の取消しを行うこと。この場合、取消しによって当該届出はなかったことになるため、加算等については、当該加算等全体が無効となるものであること。当該届出に関してそれまで受領していた障害児通所給付費又は障害児入所給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害児通所支援事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。</p> <p>(2) また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。</p>	<p>業所（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）で掲示すること。</p> <p>3 届出事項に係る事後調査の実施 届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的な調査を行うこと。</p> <p>4 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い</p> <p>(1) 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出の受理の取消しを行うこと。この場合、取消しによって当該届出はなかったことになるため、加算等については、当該加算等全体が無効となるものであること。当該届出に関してそれまで受領していた障害児通所給付費又は障害児入所給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害児通所支援事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。</p> <p>(2) また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。</p>

改正後	現 行
<p>5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い</p> <p>指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日<u>については</u><u>事実が発生した日の属する月の翌月の初日から</u>加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。</p> <p>6 通所給付決定保護者等に対する利用料の過払い分の返還</p> <p>4又は5により不当利得金を市町村又は都道府県へ返還することとなった指定障害児通所支援事業所等においては、市町村又は都道府県への返還と同時に、返還の対象となった障害児通所給付費等に係る通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の13又は同法第24条の24の規定により障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなす。以下「通所給付決定保護者等」という。）が支払った利用料の過払い分を、それぞれの通所給付決定保護者等に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては通所給付決定保護者等から受領書を受け取り、当該指定障害児通所支援事業所等において保存しておくこと。</p>	<p>5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い</p> <p>指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日<u>（第4の5における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）</u>から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。</p> <p>6 通所給付決定保護者等に対する利用料の過払い分の返還</p> <p>4又は5により不当利得金を市町村又は都道府県へ返還することとなった指定障害児通所支援事業所等においては、市町村又は都道府県への返還と同時に、返還の対象となった障害児通所給付費等に係る通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の13又は同法第24条の24の規定により障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなす。以下「通所給付決定保護者等」という。）が支払った利用料の過払い分を、それぞれの通所給付決定保護者等に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては通所給付決定保護者等から受領書を受け取り、当該指定障害児通所支援事業所等において保存しておくこと。</p>

改正後	現行
<p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示」という。）及び別表2経過的障害児通所給付費等単位数表（以下「通所報酬告示別表2」という。）に関する事項</p> <p>1 通則</p> <p><u>別に定める場合を除き、この1において、児童発達支援には、旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センター（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下「一部改正府令」という。）附則第4条及び第5条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）において難聴児に対し行う児童発達支援、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター（一部改正府令附則第4条及び第5条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援及び旧医療型児童発達支援（一部改正府令附則第2条及び第3条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）又は旧指定発達支援医療機関（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第2項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものをいう。以下同じ。）において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援も含まれることに留意すること。</u></p>	<p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 通則</p>

改正後	現行
<p>(1) 算定上の端数処理等について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>ただし、特別地域加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合については、対象となる単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。</p> <p>(例) 児童発達支援センター（<u>時間区分1、医療的ケア区分3、利用定員が71人以上80人以下で2,873単位</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体の設置する施設の場合所定単位数の1000分の965 $2,873\text{単位} \times 965 / 1000 = 2,772.445 \rightarrow 2,772\text{単位}$ ● 定員超過利用による減算がかかる場合所定単位数の100分の70 $2,772\text{単位} \times 0.70 = 1,940.4 \rightarrow 1,940\text{単位}$ <p>※$2,873 \times 965 / 1000 \times 0.70 = 1,940.7115$として四捨五入するのではない。</p> <p>なお、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。</p>	<p>(1) 算定上の端数処理等について</p> <p>① 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>ただし、特別地域加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合については、対象となる単位数の合計に当該加算の割合を乗じて、当該加算の単位数を算定することとする。</p> <p>(例) 児童発達支援センター（<u>難聴児の場合。利用定員が21人以上30人以下で1,191単位</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体の設置する施設の場合所定単位数の1000分の965 $1,191\text{単位} \times 965 / 1000 = 1,149.315 \rightarrow 1,149\text{単位}$ ● 定員超過利用による減算がかかる場合所定単位数の100分の70 $1,149\text{単位} \times 0.70 = 804.3 \rightarrow 804\text{単位}$ <p>※$1,191 \times 965 / 1000 \times 0.70 = 804.5205$として四捨五入するのではない。</p> <p>なお、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しているサービスコードについて、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。</p>

改正後	現行
<p>② 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。</p> <p>(例) 上記①の事例で、このサービスを月に22回提供した場合(定員を常に超過している場合、地域区分は2級地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● $1,940\text{単位} \times 22\text{回} = 42,680\text{単位}$ ● $42,680\text{単位} \times 10.99\text{円} / \text{単位} = 469,053.2\text{円} \rightarrow 469,053\text{円}$ <p>(2) 障害児通所支援、指定入所支援、障害福祉サービスとの算定関係について</p> <p>障害児通所給付費等については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定できないものであること。ただし、保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできない。また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定することはできない。</p> <p>例えば、指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に</p>	<p>② 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。</p> <p>(例) 上記①の事例で、このサービスを月に22回提供した場合(定員を常に超過している場合、地域区分は2級地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● $804\text{単位} \times 22\text{回} = 17,688\text{単位}$ ● $17,688\text{単位} \times 10.99\text{円} / \text{単位} = 194,391.12\text{円} \rightarrow 194,391\text{円}$ <p>(2) 障害児通所支援、指定入所支援、障害福祉サービスとの算定関係について</p> <p>障害児通所給付費等については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定できないものであること。ただし、保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできない。また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定することはできない。</p> <p>例えば、指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に</p>

改正後	現行
<p>係る所定単位数は算定できない。</p> <p>また、障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能であるが、同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。</p> <p>(3) 障害児通所支援のサービス提供時間について</p> <p>障害児通所給付費の報酬の算定に<u>当たっては、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。障害児通所支援については、個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30分以上である必要がある点に留意すること。なお、指定通所支援又は基準該当通所支援の提供時間が30分未満のものについては、通所支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために（指定居宅訪問型児童発達支援にあっては支援に慣れるために）サービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定する。</u></p> <p>また、指定障害児通所支援事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ<u>通所支援計画</u>において定めて</p>	<p>係る所定単位数は算定できない。</p> <p>また、障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能であるが、同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。</p> <p>(3) 障害児通所支援のサービス提供時間について</p> <p>障害児通所給付費の報酬の算定に<u>当たって、当該障害通所支援（放課後等デイサービスを除く。）に係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。放課後等デイサービスについては、個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30分を超える必要がある点（30分以下のサービス提供については基本的に報酬を算定しないが、2（3）⑪の2の加算については算定可能な場合があること）に留意すること。なお、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児に対するサービス提供についてはこの限りではない（30分を超えるサービス提供と同様に基本報酬及び加算も算定する）。</u></p> <p>また、指定障害児通所支援事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ<u>運営規程</u>において定めておく</p>

改正後	現行
<p>おく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、通所給付決定保護者等に対し、事前に十分説明を行う必要があること。</p> <p><u>(3の2) 時間区分ごとの単価の取扱いについて</u></p> <p>① <u>児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所又は旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し行う児童発達支援、旧医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援並びに共生型障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所において行う児童発達支援を除く。以下この（3の2）において同じ。）及び放課後等デイサービスについては、サービス提供時間に応じた報酬を算定する。</u></p> <p>② <u>ここでいう「サービス提供時間」とは、現にサービスの提供に要した時間ではなく、通所支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間として、あらかじめ通所支援計画において定めたものとする。</u></p> <p><u>ただし、現にサービスの提供に要した時間が通所支援計画において定めた時間より短い場合は、</u></p> <p><u>(一) 事業所の都合により支援が短縮されたときは、現にサービスの提供に要した時間</u></p> <p><u>(二) 障害児やその保護者の事情により支援が短縮されたときは、あらかじめ通所支援計画において定めた時間により算定するものとする。</u></p>	<p>必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、通所給付決定保護者等に対し、事前に十分説明を行う必要があること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>③ <u>通所支援計画に位置付けられたサービス提供時間が、現にサービスの提供に要した時間と合致しないことが常態化している場合は、速やかに通所支援計画の見直しを行うことを求める。</u></p> <p>(4) 定員規模別単価の取扱いについて</p> <p>① <u>児童発達支援(旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対して行う指定児童発達支援を除く。)</u>、放課後等デイサービス、障害児入所支援(医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。)については、運営規程に定める利用(入所)定員の規模に応じた報酬を算定する。</p> <p>② ①にかかわらず、共生型障害児通所支援事業所については、共生型障害児通所支援の利用定員、指定障害児通所支援、指定障害福祉サービスの利用定員又は介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</p> <p>多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</p> <p>③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。</p> <p>(4の2) 医療的ケア区分ごとの単価の取扱いについて</p> <p>指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事</p>	<p>(4) 定員規模別単価の取扱いについて</p> <p>① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援(医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。)については、運営規程に定める利用(入所)定員の規模に応じた報酬を算定する。</p> <p>② ①にかかわらず、共生型障害児通所支援事業所については、共生型障害児通所支援の利用定員、指定障害児通所支援、指定障害福祉サービスの利用定員又は介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</p> <p>多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。</p> <p>③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。</p> <p>(4の2) 医療的ケア区分ごとの単価の取扱いについて</p> <p>指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事</p>

改正後	現行
<p>業所（以下（４の２）において「指定児童発達支援事業所等」という。）において、医療的ケアスコア（通所報酬告示第１の１の表（以下「医療的ケアスコア表」という。）の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が３点以上の児童（以下「医療的ケア児」という。）に対して、以下に定める数の看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を配置して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他<u>こども家庭庁長官が定める医療行為</u>をいう。以下同じ。）を提供した場合に、当該医療的ケア児の医療的ケアスコアに応じた区分（以下「医療的ケア区分」という。）に応じた基本報酬を算定できる。</p> <p>① 配置が必要な看護職員数</p> <p>医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に当たっては、医療的ケア区分に応じて、以下の人数の看護職員の配置を求めるものとする。</p> <p>（一） 医療的ケア区分３（医療的ケアスコアが32点以上の場合をいう。以下同じ。）の医療的ケア児 １人につき看護職員をおおむね１名</p> <p>（二） 医療的ケア区分２（医療的ケアスコアが16点以上の場合をいう。以下同じ。）の医療的ケア児 ２人につき看護職員をおおむね１名</p> <p>（三） 医療的ケア区分１（医療的ケアスコアが３点以上の場合をいう。以下同じ。）の医療的ケア児 ３人につき看</p>	<p>業所（以下（４の２）において「指定児童発達支援事業所等」という。）において、医療的ケアスコア（通所報酬告示第１の１の表（以下「医療的ケアスコア表」という。）の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が３点以上の児童（以下「医療的ケア児」という。）に対して、以下に定める数の看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を配置して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他<u>厚生労働大臣が定める医療行為</u>をいう。以下同じ。）を提供した場合に、当該医療的ケア児の医療的ケアスコアに応じた区分（以下「医療的ケア区分」という。）に応じた基本報酬を算定できる。</p> <p>① 配置が必要な看護職員数</p> <p>医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に当たっては、医療的ケア区分に応じて、以下の人数の看護職員の配置を求めるものとする。</p> <p>（一） 医療的ケア区分３（医療的ケアスコアが32点以上の場合をいう。以下同じ。）の医療的ケア児 １人につき看護職員をおおむね１名</p> <p>（二） 医療的ケア区分２（医療的ケアスコアが16点以上の場合をいう。以下同じ。）の医療的ケア児 ２人につき看護職員をおおむね１名</p> <p>（三） 医療的ケア区分１（医療的ケアスコアが３点以上の場合をいう。以下同じ。）の医療的ケア児 ３人につき看</p>

改正後	現行
<p>護職員をおおむね1名</p> <p>② 算定要件となる看護職員の人数の取扱い</p> <p>(一) 配置が必要な看護職員の1月間の延べ人数の算出方法 医療的ケア児1人につき医療的ケア区分に応じて必要な看護職員数（以下「必要看護職員数」という。）を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア区分3 1 ・ 医療的ケア区分2 0.5 ・ 医療的ケア区分1 0.33 <p>当該月に指定児童発達支援事業所において医療的ケアを提供した医療的ケア児の、医療的ケア区分に応じた延べ日数を乗じる。</p> <p>(例) 医療的ケア区分2の医療的ケア児1人は8日利用し、医療的ケア区分1の医療的ケア児は2人のうち、1人は10日、もう1人は15日利用した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア区分2 8人日×0.5=4人 ・ 医療的ケア区分1 (10+15)人日×0.33=8.25 ・ 合計 12.25人 <p>(二) 実際に配置した看護職員の1月の延べ人数の算出方法 医療的ケア児が利用した日に配置した看護職員の数（以下「配置看護職員数」という。）を合計するものとする。このとき、医療的ケア児に指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下（4の2）において</p>	<p>護職員をおおむね1名</p> <p>② 算定要件となる看護職員の人数の取扱い</p> <p>(一) 配置が必要な看護職員の1月間の延べ人数の算出方法 医療的ケア児1人につき医療的ケア区分に応じて必要な看護職員数（以下「必要看護職員数」という。）を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア区分3 1 ・ 医療的ケア区分2 0.5 ・ 医療的ケア区分1 0.33 <p>当該月に指定児童発達支援事業所において医療的ケアを提供した医療的ケア児の、医療的ケア区分に応じた延べ日数を乗じる。</p> <p>(例) 医療的ケア区分2の医療的ケア児1人は8日利用し、医療的ケア区分1の医療的ケア児は2人のうち、1人は10日、もう1人は15日利用した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア区分2 8人日×0.5=4人 ・ 医療的ケア区分1 (10+15)人日×0.33=8.25 ・ 合計 12.25人 <p>(二) 実際に配置した看護職員の1月の延べ人数の算出方法 医療的ケア児が利用した日に配置した看護職員の数（以下「配置看護職員数」という。）を合計するものとする。このとき、医療的ケア児に指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下、（4の2）において</p>

改正後	現行
<p>「指定児童発達支援等」という。)を提供する時間帯を通じて配置した人員を1として数えるものとする。</p> <p>※ 医療的ケア児に指定児童発達支援等を提供する時間帯を通じて指定児童発達支援等に従事する看護職員の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ従事する看護職員の場合は、2人が必要となる。</p> <p>※ 医療的ケア児に指定児童発達支援等を提供する時間帯を通じて指定児童発達支援等に従事した場合に1人として数える(提供時間帯の2分の1のみ看護職員を配置し、同日の提供時間帯の2分の1には配置しなかった場合は0人とする)。</p> <p>※ 指定通所基準第5条第3項又は第66条第3項の規定に基づき、児童指導員又は保育士の合計数に含める看護職員は本項の人数に計上できないものとする。</p> <p>※ 医療的ケア児に指定児童発達支援等を提供する時間帯において、実際に医療的ケアを提供したかどうかは問わない。</p> <p>③ 算定される単位数</p> <p>②の(二)の方法により算出した、配置看護職員数の1月間の延べ人数(以下「配置看護職員合計数」という。)が、②の(一)の算出方法により算出した、必要看護職員数の1月間の延べ人数(以下「必要看護職員合計数」という。)以上の場合に、当該月の報酬の請求において、医療的ケア児が利用した全</p>	<p>「指定児童発達支援等」という。)を提供する時間帯を通じて配置した人員を1として数えるものとする。</p> <p>※ 医療的ケア児に指定児童発達支援等を提供する時間帯を通じて指定児童発達支援等に従事する看護職員の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ従事する看護職員の場合は、2人が必要となる。</p> <p>※ 医療的ケア児に指定児童発達支援等を提供する時間帯を通じて指定児童発達支援等に従事した場合に1人として数える(提供時間帯の2分の1のみ看護職員を配置し、同日の提供時間帯の2分の1には配置しなかった場合は0人とする)。</p> <p>※ 指定通所基準第5条第3項又は第66条第3項の規定に基づき、児童指導員又は保育士の合計数に含める看護職員は本項の人数に計上できないものとする。</p> <p>※ 医療的ケア児に指定児童発達支援等を提供する時間帯において、実際に医療的ケアを提供したかどうかは問わない。</p> <p>③ 算定される単位数</p> <p>②の(二)の方法により算出した、配置看護職員数の1月間の延べ人数(以下「配置看護職員合計数」という。)が、②の(一)の算出方法により算出した、必要看護職員数の1月間の延べ人数(以下「必要看護職員合計数」という。)以上の場合に、当該月の報酬の請求において、医療的ケア児が利用した全</p>

改正後	現行
<p>ての日について、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定できるものとする。</p> <p>なお、配置看護職員合計数が必要看護職員合計数未満となる場合、配置看護職員数が必要看護職員数を最も下回っている日について、②の（一）及び（二）の算出方法から除外して算出することを可能とする。このとき、除外した日に利用した医療的ケア児の報酬については、医療的ケア区分に応じた基本報酬ではない基本報酬を算定するものとする。</p> <p>ただし、医療的ケア児が利用した日において看護職員が配置されなかった日については、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できないものとする。この場合、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定するものとする。</p> <p>なお、この場合の「配置されなかった日」とは、提供時間帯の全てにわたり配置されていなかった日とするので、②の（二）における「配置」の考え方とは異なる点に留意されたい。</p> <p>（例） 利用定員10人の指定児童発達支援事業所で、医療的ケア区分2の医療的ケア児を支援したとき <u>（時間区分1の場合）</u> に請求する報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて看護職員が従事した日 <u>1,917単位</u> 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯の一部だけ看護職員が従事した日 <u>1,917単位</u> 	<p>ての日について、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定できるものとする。</p> <p>なお、配置看護職員合計数が必要看護職員合計数未満となる場合、配置看護職員数が必要看護職員数を最も下回っている日について、②の（一）及び（二）の算出方法から除外して算出することを可能とする。このとき、除外した日に利用した医療的ケア児の報酬については、医療的ケア区分に応じた基本報酬ではない基本報酬を算定するものとする。</p> <p>ただし、医療的ケア児が利用した日において看護職員が配置されなかった日については、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できないものとする。この場合、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定するものとする。</p> <p>なお、この場合の「配置されなかった日」とは、提供時間帯の全てにわたり配置されていなかった日とするので、②の（二）における「配置」の考え方とは異なる点に留意されたい。</p> <p>（例） 利用定員10人の指定児童発達支援事業所で、医療的ケア区分2の医療的ケア児を支援したときに請求する報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて看護職員が従事した日 <u>1,885単位</u> 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯の一部だけ看護職員が従事した日 <u>1,885単位</u>

改正後	現行
<p>・ 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて看護職員が従事しなかった日 <u>901単位</u></p> <p>※ <u>配置看護職員合計数が、必要看護職員合計数未満の場合</u>、当該月の指定児童発達支援等に係る報酬について、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できないものとする。この場合、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定するものとする。</p> <p>(5) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援</p> <p>児童発達支援<u>（旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く。以下この（5）において同じ。）</u>、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援、障害児入所支援（指定発達支援医療機関を除く。）</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 指定障害児通所支援事業所等の利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用に</p>	<p>・ 医療的ケア児に指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて看護職員が従事しなかった日 <u>885単位</u></p> <p>※ <u>実際に配置した1月間の看護職員の延べ人数が、配置が必要な看護職員の1月間の延べ人数未満の場合</u>、当該月の指定児童発達支援等に係る報酬について、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できないものとする。この場合、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定するものとする。</p> <p>(5) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援</p> <p>児童発達支援、<u>医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関を除く。）</u>、<u>放課後等デイサービス</u>、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援、障害児入所支援（指定発達支援医療機関を除く。）</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 指定障害児通所支援事業所等の利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用に</p>

改正後	現行
<p>については、<u>子ども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合</u>（平成24年厚生労働省告示第271号。以下「第271号告示」という。）の規定に基づき、障害児通所給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 障害児通所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 利用定員50人以下の場合</p> <p>1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数。以下この（一）から（三）までにおいて同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この（一）から（三）までにおいて同じ。）に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合</p> <p>1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障</p>	<p>については、<u>厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合</u>（平成24年厚生労働省告示第271号。以下「第271号告示」という。）の規定に基づき、障害児通所給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 障害児通所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 利用定員50人以下の場合</p> <p>1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数。以下この（一）から（三）までにおいて同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この（一）から（三）までにおいて同じ。）に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合</p> <p>1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障</p>

改正後	現行
<p>害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>い</p> <p>直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30人×22日×3月=1,980人 ・ 1,980人×1.25=2,475人 (受入可能延べ障害児数) ・ 3月間の総延べ障害児数が2,475人を超える場合に減算となる。 <p>ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。</p> <p>(三) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い</p> <p>多機能型事業所における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、(一)及び(二)と同様とする。</p> <p>ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあつては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出</p>	<p>害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>い</p> <p>直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30人×22日×3月=1,980人 ・ 1,980人×1.25=2,475人 (受入可能延べ障害児数) ・ 3月間の総延べ障害児数が2,475人を超える場合に減算となる。 <p>ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。</p> <p>(三) 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い</p> <p>多機能型事業所における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、(一)及び(二)と同様とする。</p> <p>ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあつては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出</p>

改正後	現 行
<p>するものとする。</p> <p>(例1) 利用定員30人の多機能型事業所（児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 →10人×150%=15人（利用定員を超える受入可能人数5人） ・ 生活介護 →20人×150%=30人（利用定員を超える受入可能人数10人） <p>サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援→15人 ・ 生活介護→30人 <p>(例2) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所（児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人）の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 → 10人×22日×3月=660人 660人×125%=825人（利用定員を超える受入可能人数→825人-660人=165人） ・ 生活介護 → 20人×22日×3月=1,320人 1,320人×125%=1,650人（利用定員を超える 	<p>するものとする。</p> <p>(例1) 利用定員30人の多機能型事業所（児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 →10人×150%=15人（利用定員を超える受入可能人数5人） ・ 生活介護 →20人×150%=30人（利用定員を超える受入可能人数10人） <p>サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援→15人 ・ 生活介護→30人 <p>(例2) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所（児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人）の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 → 10人×22日×3月=660人 660人×125%=825人（利用定員を超える受入可能人数→825人-660人=165人） ・ 生活介護 → 20人×22日×3月=1,320人 1,320人×125%=1,650人（利用定員を超える

改正後	現行
<p>受入可能人数→1,650人－1,320人＝330人)</p> <p>サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援→825人 ・ 生活介護→1,650人 <p>⑤ 障害児入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 入所定員50人以下の場合</p> <p>1日の障害児の数が、入所定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>イ 入所定員51人以上の場合</p> <p>1日の障害児の数が、入所定員に、当該入所定員から50を差し引いた数に100分の5を乗じて得た数に、5を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>直近の過去3月間の障害児の延べ数が、入所定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(例) 入所定員50人の施設の場合</p> <p>(50人×31日) + (50人×30日) + (50人×31日) =</p>	<p>受入可能人数→1,650人－1,320人＝330人)</p> <p>サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援→825人 ・ 生活介護→1,650人 <p>⑤ 障害児入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>ア 入所定員50人以下の場合</p> <p>1日の障害児の数が、入所定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>イ 入所定員51人以上の場合</p> <p>1日の障害児の数が、入所定員に、当該入所定員から50を差し引いた数に100分の5を乗じて得た数に、5を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(二) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い</p> <p>直近の過去3月間の障害児の延べ数が、入所定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。</p> <p>(例) 入所定員50人の施設の場合</p> <p>(50人×31日) + (50人×30日) + (50人×31日) =</p>

改正後	現 行
<p>4,600人</p> <p>4,600人×105%=4,830人 (受入可能延べ障害児数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月間の総延べ障害児数が4,830人を超える場合に減算となる。 <p>⑥ 障害児の数の算定に当たっての留意事項</p> <p>④及び⑤における障害児の数の算定に当たっては、次の(一)又は(二)に該当する障害児を除くことができるものとする。</p> <p>また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。</p> <p>(一) 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合</p> <p>(二) 就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合</p> <p>⑦ 都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害児通所支援事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>なお、指定障害児通所支援事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、処遇等について十分配慮すること。</p> <p>(6) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p>	<p>4,600人</p> <p>4,600人×105%=4,830人 (受入可能延べ障害児数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月間の総延べ障害児数が4,830人を超える場合に減算となる。 <p>⑥ 障害児の数の算定に当たっての留意事項</p> <p>④及び⑤における障害児の数の算定に当たっては、次の(一)又は(二)に該当する障害児を除くことができるものとする。</p> <p>また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。</p> <p>(一) 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合</p> <p>(二) 就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合</p> <p>⑦ 都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害児通所支援事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>なお、指定障害児通所支援事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、処遇等について十分配慮すること。</p> <p>(6) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について</p>